



クローバー News

速報！「成年後見選挙権裁判 勝訴判決」

「どうぞ選挙権を行使して、社会に参加してください。どうぞ胸を張って、いい人生を生きてください」と東京地方裁判所の定塚裁判長が原告本人の女性にかけた言葉は、多くの障がい当事者および関係者に大きな感動を呼びました。

2013年3月14日、東京地方裁判所は、公職選挙法11条1項1号（成年被後見人は選挙権を有しないと規定）を違憲とする画期的な判決を下しました。成年後見制度は選挙権をはじめ地方公務員になる権利など成年後見制度の借用により、様々な資格を奪われる状況にあります。そのような中、東京・札幌・さいたま・京都の地方裁判所にて、成年被後見人の選挙権確認裁判が起こされていました。

この各地の裁判の中で国側は選挙権は「公務」の性格を併せ持つものであり、選挙権の行使には事理弁識能力が必要であり、成年被後見人の選挙権を制限することは適法であると主張していました。しかし、その先陣を切った東京地裁の判決では「成年被後見人も、我が国の主権者たる「国民」であることは明らかであり、自己統治を行う主体として本来選挙権を行使すべき存在である」「我が国の主権者として自己統治を行う主体であること

はいうまでもないことであって、そのような国民から選挙権を奪うのは、まさに自己統治を行うべき民主主義国家におけるプレイヤーとして不適格であるとして、主権者たる地位を事実上剥奪することにほかならない。」とし、成年被後見人であることが、選挙の公正を確保することが著しく困難となる「やむを得ない事由」にはあらず、成年被後見人の選挙権を制限することは憲法に反するとの判断が示されました。

京都訴訟の原告の男性はいつも「選挙に行けるようになったら、障がい者のためになることをしてくれる人、福祉に関わってくれる人を選びたい」と話されています。権利を擁護するはずの「成年後見制度」が、民主主義の根幹である選挙権を失わせるという矛盾の是正に向けた大きな一歩を踏み出すことができました。また、この判決で民法が成年被後見人を様々な法的能力を有する存在であると位置付けていると述べられていたことなどからも、今後この成年後見制度がもつ様々な問題を改善していく上でも大きな判決であったのではないかと思います。

この判決を受け、公職選挙法の改正に早急に取り組み、一日も早い権利の回復を見ることができるよう働きかけていくことが重要であろうと思います。

文責 西川 健一

体験報告



東京都 毛塚 和英

「成年後見制度なんて…」と初めは正直思っていました。しかし、行きがかり上、「本人の権利を奪う一面もある」ことに不安を抱きながらも5年前に一人の後見人を受任することになりました。当時の私は、まだ新人と言っても許される(?)経験しかなく、成年後見人を受任することがとても怖かったのを覚えています。

クローバーが設立する前に後見人としてその一人、そして今は保佐人としてもう一人を受任しているのですが、未だその怖さは形を変えながらも心の中に残っています。

「何で制度だからって自由にお金が使えないの？」

金銭管理が苦手、という事で制度の対象になった方に保佐人として初めて会った時に言われたこの言葉は私の心に深く刻まれました。

人が生きる中で現実として必要なもの、お金。それに悩んだ家族が成年後見制度を選びました。「何かの対応を考えるのは病状から来る生活障害だから仕方ない。」とか「それが制度なのだから。」と言ってしまえばそれ

までかも知れませんが、本人にとっては『自由が制限される』事として、目に映っていたのです。

こうしたことから「成年後見制度は良くない。」と思われる方がいるのだろう、と思います。私も、だから怖いと思います。しかし、だからと言って、現にこの制度で悩んでいる当事者の権利が守られていない、ということにはならない、と活動をして感じることもあります。

本人の趣味を聞く度、好きなことにお金を使う気持ちがよく分かる。しかし、使い過ぎてしまう。好きなことにお金を使うのが悪いのではなく、使い過ぎてしまっている事が問題だけである。ならば、この部分を『一緒に考えていく』方法を取れば良いのではないか。『(お金を使う)権利を制限』するのではなく、本人と『一緒にやっていく』立場の者になれるので、と思いました。

私は、この部分に『疑問を持つ』が、精神保健福祉士が専門職成年後見人としてやる上での大切だと思います。そこから、刻まれたあの思いは『この方の権利を守る為にも制度を上手く使える精神保健福祉士になりたい。』と変わっています。



認定成年後見人ネットワーク クローバー

登録・受任・活動状況

1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2013年2月28日現在登録者 80名

ブロック	人数	都道府県支部内訳
北海道ブロック	5	北海道 5
東北ブロック	1	福島 1
関東・信越ブロック	30	栃木 1、群馬 1、埼玉 6、千葉 3、東京 14、神奈川 4、長野 1
東海・北陸ブロック	11	岐阜 1、静岡 3、愛知 7
近畿ブロック	8	大阪 3、兵庫 4、和歌山 1
中国ブロック	4	島根 1、広島 2、山口 1
四国ブロック	4	徳島 1、愛媛 2、高知 1
九州・沖縄ブロック	17	福岡 6、佐賀 1、長崎 1、熊本 2、大分 1、宮崎 1、鹿児島 1、沖縄 4

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況

(2013年3月5日現在)

家庭裁判所からの受任相談件数 53件

内、正式受任 33件	受任中	31件 北海道2、埼玉1、千葉1、東京 15、神奈川1、岐阜1、愛媛1、福岡6、熊本3
	受任終了	2件 東京1、福岡1
内、受任調整中 2件	東京1、熊本1	

3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況

(2012年12月13日～2013年3月5日)

- 12月20日 町田市市長申立後見人等・社会貢献型後見人合同研修会(講師派遣:長谷川副委員長)
- 1月18日 東京都多摩市社会福祉協議会 成年後見制度のつどい(長谷川副委員長)
- 1月30日 福岡家庭裁判所小倉支部 平成24年度家事関係機関との連絡協議会(今村委員)
- 3月3日 2012年度第3回クローバー運営委員会

クローバー運営委員の紹介 その11

西川 健一さん

みなさん、こんにちは。今期よりクローバー運営委員に加えていただきました、西川と申します。どうぞよろしくお願いたします。



私は民間の精神科病院のPSWを経て、現在は滋賀県大津市にある、特定非営利活動法人あさがおという小さな事業所に勤務しております。あさがおでは、高齢者・障がい者の権利擁護に関わる相談を受け、直接その解決に向けた支援や、行政職や専門職の方々の相談を受け、その解決の道筋を一緒に考えたりという事業を行っております。

成年後見制度に対しては、精神科病院勤務時代には、「権利を制限する制度」としてあまりいい印象を持っていませんでした。今の職場に移り、成年後見制度の申立支援や法人として成年後見人等を数多く受任していく中で、超長期入院となっておられた精神障がいの方の退院支援などに成年後見人として関わり、ご本人の思いを尊重した新たな生活の実現に役だったという実感を得ることもしばしばあります。

成年後見制度は多くの課題を持ち、その運用によっては、権利侵害に繋がりがかねないという危うさも併せ持っています。皆さんとその問題をしっかりとつかみ、相互に研鑽を積み、改善に向けて力を合わせて取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。



編集後記

大寒波の到来により、歴史的豪雪に見舞われた季節を過ぎ、突然の暖かさが訪れた、忙しい気候だったと思います。そして今、お花見の季節は、花粉症の季節です。くしゃみをしながらも、「この桜の美しさは、誰にとっても平等に訪れるのかなあ。」と鼻水が垂れないように上を向きながら、しみじみと眺めています。

成年後見選挙裁判の勝訴。この一歩が、今後の成年後見制度の改革につながれば、いつかこの制度に悩んでいる方と、春の綺麗さを一緒に素直に感じる事が出来るのかも知れません。



(毛塚 和英)